

令和3年度 緑区対話集会開催概要（8月）【書面回答】

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>○ 道路標識の設置・住宅地内速度について 最近の土地開発に伴う急激な住宅の増加により交通量が増えたため、見通しが悪くなりました。 特に三室870番地を中心とする道路は地元の安心・安全が保てなくなっています。そこで、危険と思われる添付の地図の場所に「止まれ」の道路標示、また住宅地内の速度規制を要望します。</p>	<p>・交通標識の設置について ご要望いただきました「止まれ」の標識設置及び住宅地内の速度規制につきましては、令和2年度にもご要望いただき、令和3年5月27日時点、浦和東警察署交通課において現在も検討中との回答がありました。再度、令和3年6月15日(火)に書面にてお伝えしました。 【浦和東警察署】</p> <p>・交通安全対策について 緑区役所くらし応援室においても、交通安全対策を検討してまいります。 【緑区役所 くらし応援室】</p>
2	<p>○ 見沼代用水西縁歩道防護柵の改善について 緑区三室423-4~429-14辺り(忠兵衛橋)までの歩道に設置されている防護柵の改善をお願いします。 この道には片側に歩道があり、近隣住民がバス停やスーパーへの行き来などに使用しているほか、車もさいたま幸手線への行き来で通行しています。 この歩道は、季節によっては雑草が生え伸びて歩行が困難となることがあり、歩行者が車道を歩かざるを得ない場合がありますが、出入り口が歩道の両端以外には中間に1カ所しかなく、一旦車道に出ると途中から歩道に戻ることができず、利用が不便です。 また、西側の出入口は、T字路から少しずれているので入りづらくなっています。 車道を歩く方がいると、道が蛇行していることもあり、歩行者のすぐ傍を車が通行してしまいます。車同士がすれ違うような場合にはさらに危険となります。</p> <p>そこで、防護柵について、次のような改善をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西側の出入口の間口を広げる。 ・車が入らない程度に等間隔に防護柵の隙間を空ける。 ・柵を門型独立タイプに変え、こまめに間を空ける。 ・桜並木の景観に合った柵とする。 ・雑草が生え伸びる前に草刈りをする。 	<p>・歩道の防護柵について 見沼代用水沿いの防護柵についてですが、現場を確認しまして、西側出入口の間口を広げることにつきましては、事故等の際に車両が歩道内に入り込む恐れが生じることから現状維持といたしますが、西側出入口から既存の開口部までの約150mほどは開口部が無い状況ですので、今年度中に50m間隔で開口部を2カ所設けることを予定しております。 また、柵の付け替え(デザインの変更)についてでございますが、既存柵はまだ使用に耐え得る状況ですので、引き続き使用したく、ご理解のほどお願いいたします。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】</p> <p>・除草について 見沼代用水の除草は、農業生産者の方々からお預かりした資金を活用して、見沼代用水土地改良区が年2回(6月、9月)行っております。 除草の回数や時期は、農業生産者の方々の利便を考慮して行っており、回数を増やすことや時期を変えることは困難ですので、ご理解のほど、お願いいたします。 【見沼代用水土地改良区】</p>
3	<p>○ 見沼代用水西縁沿いの遊歩道(足袋屋橋~大古里橋の間)への車両進入防止(車止めの設置)について 見沼代用水西縁沿いは、市が誇る桜並木となっており、1年を通じて市民の散歩道・憩いの場所となっています。 しかし、現在は車両が入れるため、時に歩行者には危険な状態となっています。 車両が入れないよう、車止めの設置等を要望します。</p>	<p>御要望いただいた車止めの設置等については、代用水の管理上の問題や課題がありますので、施設管理者である見沼代用水土地改良区等と協議を行いながら、検討してまいります。 【都市局 都市計画部 見沼田圃政策推進室】</p>
4	<p>○ 都市計画道路 元町三室線の延伸状況について 現在、三室南宿で行き止まっている元町三室線の延伸について、平成30年6月に早期開通の要望書を市に提出したところですが、未だ進捗の状況等が見えておりません。 三室公民館、三室支所のところから北宿通りまでの間は幅員が狭い状況が続き、特に三室保育園から保育園の駐車場までの間は、信号機等もあり、交互の通行車両も多く、毎日のように親が身をもって子どもを守っている状況で大変危険です。 早急の整備を希望します。現在の進捗状況をお知らせください。</p>	<p>都市計画道路元町三室線延伸状況につきましては、「さいたま市道路整備計画(第3期)」を策定し、都市計画道路元町三室線(三室工区)として第3期計画に位置付けています。 事業化に向けて測量、設計を進めております。 【建設局 土木部 道路計画課】</p>

令和3年度 緑区対話集会開催概要（8月）【書面回答】

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>○ 見沼田んぼの水路及び交差点周りの雑草の伐採について 街中の道路の街路樹や植樹帯については、定期的に伐採が行われ、以前よりは植樹帯も短くなり、交通安全上効果を上げてきています。 しかしながら、芝原に隣接する見沼田んぼの水路のフェンスに絡みついている雑草が道幅を狭くしたり、交差点近くの雑草の背が伸びて、一旦停止をして交差点に入ろうとしても雑草がジャマでかなり前に出ないと左右から来る車やバイクが見つらく、危うく衝突しそうになることがあります。 昨年も河川整備課に担当が何度も電話して、水路フェンスの雑草がやっと伐採されるという状況です。 見沼たんぼの中の道路も一般の人が通行する道路であり、当然信号の無い交差点ばかりなので、場所により担当課がいくつがあると思いますが、交通事故防止の為に、積極的に通行の支障になる雑草の伐採をお願いします。</p>	<p>見沼田んぼの水路および交差点周りの雑草の伐採については、6月21日に南部建設事務所河川整備課に依頼しております。 【建設局 南部建設事務所 河川整備課】</p>
11	<p>○ 空き家問題に関する自治会の対応について 自治会員から空き家に関する下記のような苦情相談があった場合、自治会としてどのような対応をすべきか。 ① 防火・防犯、② 植栽（枝葉）や敷地内の雑草の飛び出し ③ 蜂や毛虫等の害虫、④ 家屋の破損、⑤ 野良猫の住み着き等 区からの助言があれば伺いたい。</p>	<p>空き家等の適正な管理は、法律等により所有者の責務となっていることから、所有者をご存じで、連絡が着くようでしたら、適正な管理を依頼していただければと思います。しかし、所有者が不明など連絡が着かない場合は、くらし応援室にご連絡ください。所有者を探し、空き家の適正な管理をするよう指導します。 【緑区役所 くらし応援室】</p>
12	<p>○ 信号機・横断歩道の設置について 元町三室線における三室小南側の交差点には、現状1か所のみ横断歩道が設置されています。 この交差点は最近、朝夕の車両の交通量が急激に増え、交差点を横断する学童・住民が事故の危険にさらされております。 この交差点に、4か所の横断歩道と信号機の新設を希望します。</p>	<p>ご要望いただきました「信号機」の設置につきましては、令和元年度にもパレットコート浦和自治会からご要望いただきましたが、令和2年5月に浦和東警察署から現状の道路状況（都市計画道路が未整備）では信号機の設置は難しいとの回答があったところです。 この度、再度のご要望があったことから、令和3年6月15日（火）に、浦和東警察署交通課に書面にてお伝えしました。 【浦和東警察署】</p>
13	<p>山崎三室線の一部開通により、自治会区域内の車の交通が大変多くなっています。特に朝夕の車が多く、区域内には信号は全く無くて、不安が増大しています。 加えて、道路面に書き込まれている標識のほとんどが摩耗していて、ドライバーも歩行者も注意する意識が薄れているのでは大変気がかりです。 信号の設置、注意を喚起する立て看板、路面の標識の書き直し等を切に希望します。</p>	<p>・交通標識の設置について ご要望いただきました「信号機」の設置につきましては、令和3年6月15日（火）に、浦和東警察署交通課の担当者に書面にてお伝えしました。 【浦和東警察署】 ・交通安全対策について 注意喚起の看板及び路面の標識の書き直しにつきまして、別途、ご要望のありました箇所について対策してまいります。 【緑区役所 くらし応援室】</p>
14	<p>○ 飼犬の対策について 自治会の住民だけでなく、多くの人たちが犬の散歩で自治会区域内の道を通行していますが、フンの始末が不十分で頭を痛めています。 良い対策がありましたら、教えていただきたい。</p>	<p>犬の糞の後始末につきましては、飼い主のマナーに頼るところが大きく、動物愛護ふれあいセンターが作成した「フンは必ず持ち帰りましょう」などの看板を掲示していただくことにしています。くらし応援室に看板を用意しておりますので、お問い合わせいただければと思います。 【緑区役所 くらし応援室】</p>
15	<p>○ 防犯対策について 防犯対策を自治会として検討していますが、防犯カメラ設置には種々の問題があり、踏み切れません。 そこで、抑止力も期待できる立て看板の設置を希望します。 自治会内の数か所に置くことで、防犯対策になり得ると考えております。 （補足） 立て看板については、緑区防犯推進実行委員会が設置していた「空き巣注意」や「チカン注意」のような看板を想定しています。</p>	<p>現在、当課において立て看板の設置を事業として行ってはおりません。 なお、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯のまちづくり推進条例の基本理念のもと、自主的に地域防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部に助成を交付しております。立て看板につきましても助成対象経費となっておりますので、制度の利用についてご検討ください。 また、自治会が設置する地域防犯カメラについて助成金を交付しておりますので、分からないことがあればご相談ください。 【市民局 市民生活部 市民生活安全課】</p>